

令和5年5月2日

保護者 様

安城市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う変更について

平素から本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

見出しの件について、5月8日以降は5類感染症に変更されることから、現在の取扱いなどを、同日から下記のとおり変更します。

記

1 マスク着用について

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、マスクは基本的に不要です。また、給食等の食事をする場面における黙食は必要ありません。ただし、給食配膳時など、衛生管理上着用の指導をする場面はあります。

2 基本的な感染対策について

健康観察、換気の確保、手洗いによる手指衛生などにより、感染症対策を行います。毎日の検温、各家庭からの検温（健康）カードの提出などについては廃止します。

3 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について

出席停止期間の基準を、「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から1日経過するまで」とします。登校にあたり、学校に登校許可証などを提出する必要はありません。なお、出席停止後、発症から10日間が経過するまでは、マスク着用が推奨されています。

4 濃厚接触者の取扱いについて

濃厚接触者として特定されることはなくなるため、同居の家族が感染していても、本人に感染が確認されていない場合は、登校することができます。このため、同居の家族に罹患者がいることを理由に登校を控える場合は、出席停止扱いとはせず、欠席扱い（事故欠席）となります。

5 体調不良や発熱時の扱いについて

体調不良や発熱によって登校を控える場合は、出席停止扱いとはせず、欠席扱い（病欠欠席）となります。

6 メール配信による情報提供について

各校よりメール配信などによる新型コロナウイルス感染状況に関する情報提供は行いません。ただし、臨時休業（学級閉鎖や学年閉鎖を含む）を行う場合は、メール配信などを利用し、各家庭へお知らせします。

今後も新しい学校生活におけるガイドライン（2023.5.8～）をもとに、感染症対策を講じながら教育活動を推進してまいります。ご理解とご協力をお願いします。

<問合せ先 安城市教育委員会 学校教育課 電話71-2254>